

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見

平成 21 年 4 月 6 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記論点の整理に対して次のとおり意見を申し上げます。

1. 「論点 1－2」退職給付債務及び勤務費用の測定方法

退職給付債務等の測定方法は、退職給付会計のあり方と密接に関連する重要な論点である。

我が国の退職給付債務は、退職給付見込額の期間帰属の方法などの違いにより、IAS 第19号に基づく期間帰属の方法と異なると主張する識者もいると理解している。当該論点の検討が行われないうまま、例えば、連結財務諸表にのみ国際財務報告基準が導入されるとすれば、退職給付債務の算定において個別財務諸表と相違する可能性がある。したがって、財務諸表作成者の負担や財務諸表利用者の利便性の観点からも、当該論点を取り上げて検討すべきと考える。

特に、期間帰属の方法を検討するに当たっては、例えば退職給付の発生額の見積りに当たり、期間定額基準が合理的と考えられた経緯など、我が国で期間定額基準が採用された背景を再確認した上で、当時の論拠が現在でも有効であるかを退職金支給に関する支給乗率などを調査し、例えば、現在採用されている期間定額基準を引き続き採用することの妥当性について検討することが有用であると考ええる。

2. 「論点 2－2」退職給付信託の取扱い

退職給付信託は、「特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規定等）に基づき、退職給付以外に使用できないことなどの4つの要件すべてを満たした特定の資産を、年金資産とみなす」（退職給付実務指針第6項）と規定している。税制適格退職年金制度に基づく年金資産は、基準設定当初において年金資産の要件を満たしているか議論された上、事業主と信託銀行等の契約により設定され、年金給付の支給に充てられることから会計上の年金資産に含めることとなっている。こうした状況の下で、退職給付信託が、税制適格退職年金制度に基づく年金資産と同等又はそれ以上の拘束された年金給付に充てられるという条件が満たされた時には、会計上年金資産として認めるとしたものであると理解している。また、日本企業の米国証券取引委員会（SEC）登録企業においても退職給付信託を実施し、当該内容は米国会計基準に準拠されていると理解している。

「論点の整理」において、「企業年金制度に対して設定された退職給付信託については、掛金の額が退職給付信託の有無に関係なく行われる」（第48項）と述べられているが、こうした実務が退職給付実務指針において規定している目的と整合しているかどうか

かを、貴会でさらに検討することが有用なことと思われる。

また、「論点の整理」において、「政策的な役割について、現状に即した見直しが必要になったのではないかという指摘」（第43項）については、会計基準設定上の観点から、「政策的な役割」と述べていることについてその意味を明確にすることが望まれ、更に、「現状に即した見直しが必要になったという指摘」については、退職給付実務指針の目的及び趣旨と現状の実務とを比較検討し、実務が退職給付実務指針の目的及び趣旨から逸脱していないか、またはさらなる論理が必要かどうかを検討することが有用であると思われる。

3. [論点 3－2] 制度の積立状況の貸借対照表での計上

退職給付債務から年金資産を控除した額を貸借対照表に計上することを論点とすることに賛成するが、貸借対照表に借方残高（前払年金費用）が計上される場合の資産上限規定を設けるべきかについても論点に追加すべきであると思われる。その資産性の議論は、資産の概念フレームワークとの整合性の観点から、IAS第19号及びIFRIC第14号における資産上限規定についても考慮し、検討することが年金会計の論点の整理において有用なことと考える。

4. [論点 4－1] 数理計算上の差異の会計処理

年金資産と退職給付債務の変動額を発生時に計上する会計「公正価値モデル」と、数理計算上の差異を将来に繰り延べ、償却を通じて損益に計上する現行の会計「平準化モデル」の有用性に関する実証研究では、「平準化モデル」に対する「公正価値モデル」の優位性を証明する結果となっていないという報告もあり、表記論点整理を踏まえた次の段階においては、我が国における年金資産と退職給付債務の変動額について、「公正価値モデル」と「平準化モデル」との価値関連性（“value relevance”）の実態調査を行い、会計基準のコンバージェンスについて、日本の年金会計の論理を主張することが望まれる。また、この事が年金会計の基本的論点を検討する上で有用であると考ええる。

他方、現行のSFAS第158号は、退職給付債務を貸借対照表に全額計上し、数理計算上の差異は償却することにより損益に計上するいわゆる「リサイクルする会計処理」を採用している。このような状況下においては、IASBとFASBとのコンバージェンスプロジェクトでの結論と同一となることが保証されない限り、短期的な観点からは、未積立退職給付債務を貸借対照表で全額認識し、数理計算上の差異は償却を通じてリサイクルすることによりクリーン・サープラス関係を保持すべきであり、現行の「平準化モデル」の考え方を変更すべき積極的な意義はないと考える。この理由は、わが国の企業は、一定の条件のもとに、米国GAAPで財務諸表を作成し投資家に開示することが容認されているが、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成することは容認されていないので、短期的には、米国会計基準との比較可能性をもつ財務諸表が投資家にとって有用であり、次の段階として、IASBとFASBとのコンバージェンスの結果をわが国の会計基準に反映することが投資家などに対する情報の有用性から望ましいと考えるからである。

5. [論点4-2]重要性基準と回廊アプローチ

重要性基準か回廊アプローチかは「平準化モデル」における平準化の方法論の問題であるという意見もあるが、当協会は、今回の我が国の退職給付会計の見直しにおいて、IASBとFASBとのコンバージェンス完了までは、現行の「平準化モデル」を変更すべきではないという意見であり、但し、未積立退職給付債務については貸借対照表で全額認識する方向で検討すべきと考えている。(詳細は、IASBのDPに対する当協会のコメントを参照のこと) このような考えに基づくと、重要性基準を維持することは、本来貸借対照表に計上されるべき退職給付債務に比べ、10%の範囲で異なる金額が貸借対照表に計上される可能性があることから、「回廊アプローチ」が採用されるかどうかに関わらず、今回の我が国の退職給付会計の見直しにおいて現行の「重要性基準」の廃止を検討すべきと考える。

6. [論点4-3]過去勤務債務の会計処理

上記[論点4-1]での議論と同様に、現時点では、未積立退職給付債務を貸借対照表で全額認識し、過去勤務債務は償却を通じてリサイクルすることによりクリーン・サープラス関係を保持すべきである。しかしながら、我が国の制度は給付権利概念(「年金の受給権」)が諸外国に比べ希薄であるという特徴があることから、過去勤務債務について、日本と他の諸国との概念の差異を調査し、その償却期間の考え方や負の過去勤務債務の処理について、今回の我が国の退職給付会計の見直しにおいて検討・整理することが望まれる。

7. [論点5]損益計算書における退職給付費用に係る表示

- ① 論点5については、数理計算上の差異を即時に認識することを前提に、退職給付費用の構成要素別に損益計算書のどの区分に計上するかという論点を述べているが、財務諸表表示プロジェクトに併せて検討することが望ましい。

当協会は、IASBのDPに対するコメントに述べているように、退職給付費用の損益計算書における表示については、年金会計の基本的問題を検討する際に、退職給付費用の表示の検討を行うことを提案している。

(抜粋)

質問3 1. 年金資産と年金負債の密接なる関連性

年金資産の変動額と年金負債の変動額とを同一又は分離して会計処理すべきかどうかは、次のフェーズの段階における年金会計の基本的な問題を検討する際に行うことが望ましく、現段階では、年金資産の変動額と年金負債の変動額は同一に会計処理することを提案する。

8. [論点6]退職給付(給付建制度)に係る開示

- ① 国際財務報告基準及び米国会計基準で求められている第112項に記載の(1)から(5)

については、開示の拡充を図る必要があるため、直ちに検討を進めることが望ましい。

我が国の開示項目は期末時点の制度の状況のみであり、期中の変動が明らかでない。特に、期中に制度変更を行った場合などの情報がないため開示項目の拡充は有用と考えられる。

- ② 第113項の(1)及び(5)の開示内容については、当年度及び過去2年分の開示を行うことを検討すべきと考える。

国際財務報告基準では当年度及び過去4年分の開示を求めているが、第112項に記載の退職給付債務・年金資産の変動を開示するにしても3年分で足りる。過去情報を遡ることとする場合には、利用者の年金情報の価値関連性を調査することによりその有用性を検討することが必要であると考え。また、開示の簡素化と拡充のバランスを考慮することも必要である。

- ③ 第114項の(4)について開示の拡充に追加すべきと考える。

(1)から(3)については日本の制度及び財務諸表項目と相違している。今後の開示項目検討の方向性はIAS志向でよいと考える。米国会計基準のみの開示項目を検討することに積極的な意義はないと考える。

9. [論点7]清算と縮小の会計処理と表示

当論点は、論点1-2と密接に関連している。

「縮小」の取扱い、我が国の会計基準と国際財務報告基準で異なっている。加えて、期間定額基準を採用している場合で、将来給付を減額した際に生じる退職給付債務の減少分を過去勤務債務として処理する点についても、検討すべきと考える。

我が国の退職給付債務の測定方法に起因する論点と、「縮小」の取扱いの相違から生じる論点のいずれも、論点1-2で述べたように、連結財務諸表への国際財務報告基準の導入を視野に入れた上で、相違点の存否について検討を行うべきであると考え。

10. [論点8]キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示

IASBのDPに対し、キャッシュ・バランス・プランに関連して、当協会は次のようにコメントしている。

「将来において、現存するプラン以外にも新しいプランが考案される可能性もあると考えている。したがって、ハイブリッド・プラン自体の更なる詳細な検討が行われ、(中略)年金会計の全体的整合性を勘案した「原則主義」に基づく会計基準を提示することが必要である」

したがって、まず、「従業員給付(あるいは退職給付)」について当該給付毎に事業主が負担しているリスクや給付付与の特徴・支給要件など多角的な観点から区分・分類を行い、事業主がどのような特性を持った債務を有しているかを論点整理などで明記すべきである。そのことにより、給付債務について、債務特性毎に整合的な測定概念・方法

が特定され、それに対応した会計処理が検討できるものと思料する。したがって、当協会はこうしたアプローチの検討を提案する。

11. [論点9]複数事業主制度の会計処理と開示

複数事業主制度の会計処理会計処理と開示について、論点に含めることに賛成する。

総合型の厚生年金基金が多く存在している我が国にとって、複数事業主制度の会計の整理は重要な論点となると考える。したがって、「論点の整理」において、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で論点として引続き検討するとしていることに賛成である。

なお、我が国の総合設立型の厚生年金基金と欧米の複数事業主制度（multi-employee plans及びgroup administrative plansなど）の相違についても論点整理などで明記した上で提案することが望まれる。

以 上